

岐阜県教職員組合連絡会議

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和6年11月15日 15:30～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 義務教育課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項              |   | 回 答  |
|----------------------|---|--|
| <b>1 賃金・待遇改善に関して</b> |   |  |
| ①                    | 寒冷地手当については、支給する地域・対象を減らさないこと。手当額を増額すること。  | <p>教員を含む職員の給与、勤務時間等については、毎年、県内の民間事業所の賃金水準を踏まえて、人事委員会から勧告がなされ、適正な給与水準が図られています。</p> <p>県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはありませんので、ご理解ください。</p> <p>なお本年度の人事委員会勧告の概要は以下のとおりです。</p> <p><b>【寒冷地手当】</b><br/>寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員の冬期間における暖房用燃料費など生計費の増加分を補填する手当とされています。北海道全域を支給対象とし（1～3級）、本州においては北海道とほぼ同程度の気象条件が認められる地域に限って支給地域（4級）とされています。</p> <p>令和6年10月10日付けの人事委員会勧告において、寒冷地手当は新たな気象データに基づき支給地域を見直す勧告がされたところです。手当額については、国家公務員の改定状況に準じて、引き上げの勧告がされたところです。</p> <p><b>【再任用職員の手当】（人事院勧告）</b><br/>本年の人事院勧告では、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、勤務地を異にする異動を含め全国の様々な勤務先で活躍できるよう、異動の円滑化に資する手当（住居手当、特勤手当、寒冷地手当）を支給するよう勧告がなされました。</p> <p><b>【地域手当、扶養手当】</b><br/>扶養手当及び地域手当は、本県における地域の実情や勤務の状況等を踏まえる必要があり、本県の状況を十分に検証したうえで本年末に別途勧告される方針が示されたところです。</p> <p>部活動指導業務や対外運動競技等引率指導業務に関わる特殊勤務手当の額は、従前から義務教育費国庫負担金の算定基準に準じて改正しておりますので、ご理解ください。</p> |
| ②                    | 再任用職員への諸手当の拡大をおこなうこと。   |  |
| ③                    | 扶養手当については、配偶者への支給を廃止しないこと。子に対する支給額は引き上げること。   |  |
| ④                    | 地域手当については、全県一律4%とすること。  |  |
| ⑤                    | 急激な物価高を受けて、改善されるべき手当（扶養手当、住居手当、単身赴任手当など）を引き上げること。                                       |  |
| ⑥                    | 近年の急激なガソリン代の高騰を受け、自家用車使用の場合の通勤手当を大幅に引き上げること。  |  |
| ⑦                    | 多忙な教職員の勤務に報いるため、部活動指導業務や対外運動競技等引率指導業務に関わる特殊勤務手当を、30分単位での支給とするとともに、時間の上限を撤廃し、金額を引き上げること。 |  |

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

|                      | 要 望 事 項   | 回 答  |
|----------------------|---|--|
| ⑧                    | 常勤職員の給与改定を行う場合、報酬額が固定の会計年度任用職員も、常勤職員に準じて改定し4月に遡って支給すること。  | 報酬額の改定については、会計年度任用職員全体の問題として知事部局とも連携しつつ、適切に判断していきたいと考えています。  |
| ⑨                    | 宿泊研修引率にともなう割り振り時間が、1泊につき4時間以内となっているのは、教員の引率中の拘束時間に対して少なすぎるため、割り振り時間を増やすこと。                          | 勤務時間の割り振りの変更は、日もしくは4時間を単位とすることが条例で定められています。割り振り時間を実態に応じて増やすことは難しいことをご理解ください。   |
| <b>2 「働き方改革」に関して</b> |   |  |
|                      | 以下の事項に関して、県立学校だけでなく、市町村教委に対しても実施を促すとともに、小中高特の管理職に直接指導すること。  |  |
| ①                    | 中教審答申に記載され、文科省が9月30日に通知した通り、教員の「働き方改革」についての教育委員会や管理職の責務は大きいことから、業務を減らすことで「働き方改革」を推進するように管理職を指導すること。 | <p>教職員の長時間勤務については、教師一人一人の取組や姿勢のみで解決できるものではありません。</p> <p>学校における働き方改革を進めるためには、県教育委員会、服務監督権者である市区町村教育委員会や、各学校の校長等の管理職が、それぞれの権限と責任を果たすことが不可欠です。</p> <p>これまででも、教育事務所の管理訪問等において、管理職に対して時間管理や業務改善の重要性等について指導、助言してきましたが、引き続き、市町村教育委員会と連携を図りながら、管理職への指導助言に努めてまいります。</p> |
| ②                    | 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成31年文科省 資料）における「基本的には学校以外が担うべき業務」と「必ずしも教師が担う必要がない業務」について、学校・教員の業務から移行させること。  | <p>学校における働き方改革の推進にあたっては、市町村教育委員会の指導のもと、地域と連携を図りながら、3分類による業務の精選を行い、業務分担を行うことが必要です。県教育委員会としましても、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等、外部人材の配置を進めるとともに、学校において有効に活用されるよう、管理訪問等様々な機会を通して指導助言しているところです。</p> <p>今後も各市町村教育委員会及び学校における外部人材の活用が一層促進されるよう、引き続き働きかけてまいります。</p>            |

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項  | 回 答  |
|--|--|
| ③ 時間外勤務をおこなうための管理職への申請は、口頭によるものにする。                                  | <p>退勤時刻を過ぎて勤務する場合、出退勤時刻の正確な記録とともに、事前に管理職に対して勤務内容や退勤予定時刻を書面で申告することとは、検証分析による業務改善につながるものと考えています。</p> <p>また、45時間を超える場合の報告書についても、当該職員ごとに原因・理由の把握し、管理職と当該職員により改善策を講じるために活用しているところです。</p> <p>教職員の長時間勤務については、教職員自身において自らの働き方を見直していくことも必要である一方で、教師一人一人の取組や姿勢のみで解決できるものではありません。</p> <p>学校における働き方改革を進めるためには、県教育委員会、服務監督権者である市区町村教育委員会や、各学校の校長等の管理職が、それぞれの権限と責任を果たすことが不可欠です。</p> <p>市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図ってまいります。</p> |
| ④ 「45時間超えの報告書」は、管理職が作成して市教委・県教委に提出すること。                              | <p>教育課程については、地域の実態や学校の特色に応じて各学校において決められるものです。これまでも教育事務所の管理訪問等を通して、行事の精選や教育課程の見直しをするよう助言してまいりました。</p> <p>今後も様々な機会を通して、指導助言にあたり、各学校が来年度の教育課程を編成にあたり、標準事数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。</p>   |
| ⑤ 年間授業時数に上限を定め、その上限を守るように市町村教委に協力を求めること。文科省の通知に従い、上限は年1086時間以下とすること。 |  |
| ⑥ その上限を超える計画がなされた場合は、各学校に修正させるよう市町村教委を指導すること。                        |  |
| ⑦ 年度末に年間総授業数が標準授業時数を超えることが予想される場合は、年度末の授業の削減を各学校に指示するよう市町村教委に求めること。  |  |
| ⑧ 年度始めの始業日の日程を遅らせ、新年度の準備が勤務時間内にできるようにすること。                           | <p>年度初めの始業日については、地域の実情等を鑑み、設置者である市町村教育委員会が管理規則によって定めております。</p> <p>日程とも関連する、年間授業時数につきましては、各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。</p>  |

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項  | 回 答  |
|--|--|
| ⑨ 長期休業後の最初の授業日を半日授業にすること。  | 年間授業時数の設定については、各学校が教育課程を編成し届けているものであり、各学校の実情を踏まえ、設定されているものと考えています。<br>各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。                             |
| ⑩ 前後期制の学校については、期間休業日を設けること。  | 期間休業日については、地域の実情等を鑑み、設置者である市町村教育委員会が管理規則によって定めております。<br>日程とも関連する、年間授業時数につきましては、各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。                    |
| ⑪ 小中学校では、可能な限り1日の授業を5時間までとすることで、教職員が授業準備その他の業務にあたる時間を放課後に十分確保できるようにすること。                           | 年間授業時数の設定については、各学校が教育課程を編成し届けているものであり、各学校の実情を踏まえ、設定されているものと考えています。<br>各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。                             |
| ⑫ 中学校の定期試験の前日や当日の午後を授業カットし、生徒にゆとりをもたせるとともに教員が採点する時間を保障すること。  | 年間授業時数の設定については、各学校が教育課程を編成し届けているものであり、各学校の実情を踏まえ、設定されているものと考えています。<br>各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。                             |
| ⑬ 学校行事は、児童生徒や教員に負担がかかり過ぎないように精選し、「コロナ禍前に戻すことが当然」との考え方とならないように、市町村教委を通して管理職に指示すること。                 | 新型コロナウイルス感染症対策によって行われた学校行事等の見直しが働き方改革においても生かされるよう、指導しているところです。<br>今後も市町村教育委員会を通して、管理職への指導を継続してまいります。   |
| ⑭ 休憩時間を確保するために、授業の持ち時間数の上限を下記のように設定すること。<br>小学校18時間、中学校16時間、高校15時間、特別支援学校（小学部18時間、中学部16時間、高等部15時間） | 教科指導の充実及び小学校高学年の持ち時間の削減をめざした小学校専科指導の加配については、昨年度より拡充を図り、できうる限りの配置に努めているところです。<br>一方、小学校専科指導の加配については、国加配を活用しており、県単独の予算による持ち時間軽減のための加配教員については、県の予算状況を考えて大変難しい状況であります。 |
| ⑮ 上記のため、それに見合う人員を県単独教員定数として配置すること。   | 今後も継続して加配教員を配置できるよう、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。  |

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

|   | 要 望 事 項  | 回 答   |
|---|--|---|
| ⑯ | 小中学校で「勤務時間のスライド」「週休日の振替」「4週間単位の変形労働時間制」の勤務時間制度をおこなえるように市町村教委に促すこと。                   | 勤務時間のスライド制や週休日の振替による勤務時間の割振りの特例、1ヶ月単位の変形労働時間制の制度については、これまでも周知をしてきたところであり、管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであると認識しています。<br>こうした制度が活用できるよう、1年単位の変形労働時間制と併せて、引き続き各市町村教育委員会に指導・助言してまいります。     |
| ⑰ | 県教委、教育事務所、市町村教委、校内（主題）研修で割り当てられる研究授業を減らし、研究授業に対する管理職その他指導的立場の者からの半ば強制的な事前指導をやめさせること。 | 教職員が自主的に校内で互いの授業を見合い、交流するなどの営みは、教員の資質向上に寄与するものであり、大切にしていきたい取組です。<br>今後も、県教育委員会として、事前相談や授業研究会のもち方等については、学校、授業者や主催団体のニーズをふまえた指導・援助ができるように努めてまいります。<br>研究授業等の在り方については、各学校での方針によると思われまますので、今後も主体的な取組となるよう支援してまいります。 |
| ⑱ | 事前準備を勤務時間内で遂行できない自主性に基づかない研究・研修は実施しないようにすること。そのために研究・研修体制の削減・簡素化をすすめること。             | 研究・研修体制については、各学校がそれぞれの実情に応じて組織しています。<br>今後も、市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図ってまいります。   |
| ⑲ | 病休・産育休の補充がおこなわれていない学校では自主性に基づかない研修をなくすように指導すること。                                     | ご承知の通り、教育公務員には、絶えず研究と修養に励むよう努めなければいけません。急速な社会変化、若手教員の増加、教育方法の多様化等といった今日的諸課題に対応するためには、教員の資質向上は必須であります。<br>県教育委員会としては、研修を実施するにあたり、学校や教職員にとって過度な負担とならないよう引き続き努めてまいります。   |
| ⑳ | 不登校児童・生徒が多数いる学校では、研修の負担を減らし、生徒へのケアを充実させるようにすること。                                     |   |
| ㉑ | 岐阜県小中学校教育研究会への参加は任意であることを周知し、加入を強制しないこと。   | 小中学校教育研究会は外部組織であり、これまでも、その参加の有無は任意となっております。自主的な研究団体として、主体的に教育研究に取り組んでいると認識しています。<br>会への参加の在り方について、小中学校教育研究会に働きかけてまいります。   |

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

|   | 要 望 事 項   | 回 答  |
|---|---|--|
| ⑫ | <p>教育研究会のような教員が多数加入する団体や、中体連・高体連・高文連・吹奏楽連盟のように教員が役員として関わる外部団体にも、「働き方改革」をすすめるよう促すこと。</p>   | <p>小中学校教育研究会は外部組織であり、各部会において研究活動等に主体的に取り組んでいると認識しています。</p> <p>所属する教職員の過度な負担にならないように、小中学校教育研究会に働きかけてまいります。</p> <p>県中体連の主催する大会は、全国中学校体育大会の予選の1大会となっています。競技の特性もありますが、審判などは、協会や連盟に協力してもらい（県中体連が手当支給）、役員は教員が担うことで運営されています。</p> <p>H30年度からは、全ての競技で養護教諭の依頼を止め、看護師を配置するなど改善に努めています。</p> <p>引き続き地区大会においても同様の対応となるよう、県中体連に働きかけてまいります。</p> <p>また、R1年度に可茂地区、R3年度に西濃及び美濃地区において、各郡市大会を実施せず地区大会からの実施、さらには、R4年度から陸上競技において美濃・可茂地区の合同開催を実施しており、大会数の精選をしました。</p> <p>また、その他の地区においても郡市中体連大会の見直しをする計画をしており、大会数を精選することで教員の負担軽減に取り組んでいます。</p> <p>高体連の主催する大会は、全国・東海高校総体県予選会及び県高校新人大会の2大会となっております。</p> <p>審判・役員などは、協会や連盟に協力してもらい（高体連が手当支給）ながら、教員が中心となって運営されています。</p> <p>協会等への役員依頼は、謝金、旅費の支払が発生し、参加料の値上げにつながる恐れもあることから、難しいのではないかと考えていますが、今後、大会数のさらなる精選と併せて、役員数の見直し等についても関係団体に働きかけてまいります。</p> <p>教職員の働き方を見直し、負担軽減を図るために、休日及び週休日の部活動の大会引率において、一部の大会にて勤務の振替が可能となるよう変更しました。</p> |
| ⑬ | <p>以下のことを全県で統一しておこなうよう、市町村教委に促すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知表（こどものすがた、教育通信）の所見は年度末のみとすること。</li> <li>・ 一律の家庭訪問や自宅確認をおこなわないこと。</li> <li>・ 部活動の朝練をおこなわないこと。</li> </ul> | <p>通知表の作成や家庭訪問等の設定については、各学校が実情に応じて判断するものと考えます。</p> <p>学校が設定する行事等と年間授業時数との関係については、各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。</p> <p>朝の部活動については、学校や地域の実情に応じて取り組まれており、一律して制限す</p>   |



## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

|                   | 要 望 事 項  | 回 答   |
|-------------------|--|---|
|                   |  | <p>ることは難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、平日の活動も含め、生徒の安全の確保が確実でない場合は活動しないよう働きかけてまいります。</p>  |
| ④                 | <p>過剰な要求や苦情をおこなうなど、対応が困難な保護者への対応のため、担任が孤立しない校内体制をつくとともに、保護者対応窓口を市町村教育委員会内に設置するよう市町村教委に促すこと。</p>                              | <p>対応が困難な保護者の対応については、市町村教育委員会と連携を図りながら組織で対応するよう、指導助言しているところです。</p> <p>引き続き、市町村教育委員会と連携を図りながら組織で対応していくよう、指導助言してまいります。</p>  |
| <b>3 教員配置に関して</b> |  |   |
| ①                 | <p>教員未配置（当初欠員・病休代替や産休・育休・育短の代替）を解消すること。</p> <p>常勤の配置が困難な場合は、愛知県のように緊急の措置として非常勤講師を配置すること。</p>                                 | <p>学校運営に支障をきたさないよう、教職員定数及び補充者の人員確保に努めてまいります。なお、非常勤講師については、種別ごとに目的に応じた活用をしなければなりませんので、配置が難しいことご理解ください。</p>   |
| ②                 | <p>免許外教科担任を解消するために、免許外教科担任解消非常勤講師の加配の予算を増やし、年度途中からも配置できるようにすること。また、学校は免許外教科担任の解消に必要な時間数を市町村教委に要望できるようにすること。（現行は「8時間が上限」）</p> | <p>免許外教科担任については、市町村教育委員会の要望に応じて、予算の範囲内でできる限り配置しています。そのため年度途中の配置は難しいのが現状です。ご理解ください。</p> <p>また、週の時間数についても、市町村からの要望があれば予算の範囲内で配置できるようにしています。</p>   |
| ③                 | <p>小学校の教科担任制の人員を、校内教員の持ち合いで教科担任にあてるのではなく、加配によって増やすこと。小学校中学年にも導入すること。</p>   | <p>教科指導の充実及び小学校高学年の持ち時間の削減をめざした小学校専科指導の加配については、常勤、非常勤ともに昨年度より拡充を図り、できる限りの配置に努めているところです。</p> <p>また、専科指導教員の中学年への導入については、国の定数改善の動向を注視しつつ、検討してまいります。</p>  |
| ④                 | <p>再任用短時間の希望者を小学校教科専科担当や通級指導担当者とする一方で、短時間勤務の任用数を増やすこと。</p>   | <p>小学校における再任用短時間勤務者の任用については、令和3年度より再任用勤務（フル）または再任用短時間勤務（ハーフ）を希望できるようになりました。</p> <p>また、暫定再任用短時間勤務については、ハーフの他、31時間勤務もできるようになりました。加えて暫定再任用職員で学級担任として勤務をしている方には、常時勤務、短時間勤務問わず、シニア学級担任手当を支給しております。</p> |

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項  | 回 答   |
|--|---|
|  | <p>今後も、学校の教職員定数、学校運営組織等を考慮した上で任用し、適材を適所に配置する予定です。</p>   |
| ⑤ 再任用短時間勤務の職員の任用が容易となるように、基礎定数外とすること。  | <p>再任用短時間勤務は、本務者として適材を適所に配置しています。そのため、配置に応じて基礎定数としての配置となることもあります。</p> <p>今後も、学校の教職員定数や学校運営組織等を考慮した上で任用し、配置する予定です。</p>   |
| ⑥ 中学校理科実験を補助する人員を配置すること。   | <p>教材の準備や片付け等の支援については、スクール・サポート・スタッフが行うことが可能です。また、スクール・サポート・スタッフの運用が促進されるよう「活躍事例集」を作成し周知したところです。</p> <p>今後もスクール・サポート・スタッフの運用が促進されるよう、訪問等機会をとらえて指導・助言を行うとともに、スクール・サポート・スタッフの予算確保に努めてまいります。</p> |
| <b>4 若年層の離職・病休を防ぐために</b>   |   |
| ① 教職員の悩みを聴き、適切なアドバイスをおこなうなど、「寄り添う管理職」となるように指導すること。   | <p>職員が自身の考えや悩み等を話すことができる職場環境づくりは、人材育成の観点からも非常に大切なことであると認識しております。それは、若手教員はもちろん、ベテランの教員であっても同様です。</p> <p>県教育委員会としては、管理職を対象とした様々な内容の研修を引き続き行うとともに、参加を促し、風通しのよい職場環境となるよう努めてまいります。</p>             |
| ② 本音で話せる関係、悩みを率直に話せる関係が築ける管理職を育成すること。  |   |
| ③ 小中学校の担任経験のない初任者や臨時的任用教員は、教科担任・副担任にするなどして、正担任とならないようにすること。<br>やむを得ず担任を持たせる場合は、必ず専属の副担任をつけること。 | <p>小学校の教員については、県の配当基準に基づき、できうる限り配当しております。県独自に副担任制を進めることは、厳しい財政状況の中、困難です。</p> <p>校内での支援体制を講じるよう市町村教育委員会に助言していきます。ご理解ください。</p>  |
| ④ 情報担当に若い教員があてられている場合が多い。専門知識がない場合も多いため、専門知識のある教員または会計年度任用職員をあてるか、民間企業にその業務を委託すること。            | <p>専門知識を有する職員の配置として、ICT支援員があります。ICT支援員については、学校のICT環境整備に係る地方財政措置として4校に1人分、各市町村になされています。</p>  |

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

|                                  | 要 望 事 項  | 回 答   |
|----------------------------------|--|---|
| <b>5 部活動改革に関して</b>               |  |   |
| ①                                | <p>中学校の土日の部活動の地域クラブ化の支援を、財政的な支援も含めておこなうこと。</p>         | <p>運動部活動の地域移行に関する国の検討会議の提言の中に、休日の運動部活動の地域移行の達成時期のめどについて、令和7年度末とすることが示されています。残された期間で地域移行を実現するために、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画等を策定するとともに、今まで以上に関係各所と連携を深めることが重要であると考えます。</p> <p>R4. 4. から県内6地区に7名（岐阜地区のみ2名）の研究調査員を配置し、優良実践事例の視察や保護者会等への参加による意見聴取、競技団体や市町村教委等との連携・調整を行うことで、市町村の取組を支援しています。</p> <p>令和5年度は、休日部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向けコーディネーター（各6地区に1名）を配置し、各地区の実践事例の聞き取り調査及び、市町村等が開催する地域移行に関する会議において、情報提供等を実施しております。</p> <p>令和6年度は、休日部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向けてのコーディネーター（各6地区に1名）に加え、県に統括コーディネーターを配置し、専門的なアドバイスを受けています。昨年に引き続き、各地区の実践事例の聞き取り調査及び、市町村等が開催する地域移行に関する会議において、情報提供等を実施しております。</p> <p>また、年3回地域クラブ部活動推進会議を開催し、各市町村の担当者との進捗の確認や意見交換等を行い、各市町村の取組が加速するよう努めています。</p> |
| <b>6 次の事項については、国への意見書を提出すること</b> |  |   |
| ①                                | <p>義務教育費国庫負担金の国の負担割合を3分の1から2分の1にもどすこと。</p>             | <p>国への要望活動は、様々な機会を捉えて行っております。</p> <p>どのような要望を行うかは、その時々状況に応じて適切に判断して行きたいと考えております。</p>  |
| ②                                | <p>給特法の改正（本来の「時間外勤務を命じない」規定の遵守と、残業代支払い規定の創設）をすること。</p> |   |
| ③                                | <p>小学校の「副担任」制度を創設し、新規採用者には担任を持たせないようにすること。</p>         |   |
| ④                                | <p>全国学力・学習状況調査を悉皆調査から抽出調査にすること。また、毎年の調査をやめること。</p>     |   |

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和6年11月15日）

岐阜県教育委員会

|              | 要 望 事 項   | 回 答  |
|--------------|---|--|
| ⑤            | 産育休補充に正規教員が配置できるしくみをつくること。  |  |
| ⑥            | 教員の持ち時間数減など、現場の教職員の負担軽減につながるよう、教員配置の基礎定数を改善すること。  |  |
| ⑦            | 60歳以降に新年度を迎える正規及び暫定再任用教職員の給与を60歳時より減額しないこと。   |  |
| ⑧            | 暫定再任用と定年延長された60歳超の教職員について、給与、一時金の格差をなくすこと。  |  |
| <b>7 その他</b> |   |  |
| ①            | 細かすぎるきまりや、理由が説明できないきまり、「スタンダード」がある小学校・中学校がある。児童・生徒がのびのびと学校で過ごすことができるように、きまりやスタンダードの見直しをおこなうよう、市町村教委に促すこと。 | 令和4年度に改訂された生徒指導提要では、「その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます」（P102）との記載があります。引き続き、各種研修をはじめ、各市町村教委へ、生徒指導提要に基づいた校則の見直しについて促してまいります。 |